

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

令和元年9月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。					第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表1					別表1				
NO	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱	NO	種 別	単 価(円)	備 考	所得税の取扱
(省略)					(省略)				
8	教育研究補助等謝金②	1,050 円/時間	一般的な教育研究補助業務 予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)	8	教育研究補助等謝金②	1,000 円/時間	一般的な教育研究補助業務	月(乙)・日(丙)
(省略)					(省略)				
24	チューター等謝金	1,050 円/時間	予算都合による単価の下限 については、東京都最低賃 金まで可とする。	月(乙)・日(丙)	24	チューター等謝金	1,000 円/時間		月(乙)・日(丙)
(省略)					(省略)				
〔省略〕					〔省略〕				
<p><u>附 則</u> この基準は、令和元年10月1日から施行する。</p>									